

# 募集 来年は市制施行 50 周年

## 記念事業、シンボルマーク・キャッチフレーズを募集

本市は、昭和38年(1963年)5月1日に県内19番目の市となり、平成25年5月1日に市制施行50周年を迎えます。そこで、市では50周年という記念の年を祝い、新たな未来への出発点とするためにさまざまな事業を行う予定です。その一環として、市制施行50周年の記念事業(冠事業)、シンボルマーク・キャッチフレーズを募集します。

### 記念事業

『市制施行50周年記念』の冠名称を付けた『冠事業』として、市民の皆さんの手により実施する事業を募集します。

### 対象となる事業

平成25年4月1日から平成26年3月31日までに実施する事業(講演会や発表会、展覧会、スポーツ大会などの各種イベント)。詳しくは市ウェブサイトを参照してください。

### 申請方法

総務課と支所、公民館、コミュニティセンターにある申請書(市ウェブサイトからダウンロード可)に必要事項を書き、窓口か郵送で申し込む。

### 記念事業の特典

記念事業としての承認を

受ける。市制施行50周年

記念のシンボルマーク・キャッチフレーズを使用することができ、また記念事業をPRするため、市ウェブサイトにも事業内容などを掲載します。

### シンボルマーク・キャッチフレーズ

市制施行50周年を広く市内外にPRし、記念事業に親しみを感じてもらえるよう、シンボルマークとキャッチフレーズを募集します。

### 募集作品

次の内容をイメージできるもの (1)市制施行50周年を印象付ける。(2)本市の魅力を広げPRできる。

### 応募条件

■未発表の自作品であること。応募者のプロ・アマチュアの別、年齢、国籍は問

いません。

■シンボルマークは拡大・縮小してもイメージが損なわれないもの

■キャッチフレーズの文字数は20字以内

### 応募方法

総務課と支所、公民館、コミュニティセンターにある応募用紙(市ウェブサイトからダウンロード可)に作品と必要事項を書き、窓口か郵送、eメールで6月15日(金)(消印有効)までに応募する。

一人当たりの応募数に制限はありませんが、応募用紙1枚につき1作品の応募とします。

### 入賞作品と特典

市原市市制施行50周年記念事業実行委員会が入賞作品の選考を行い、最優秀賞(各1点)の受賞者には、



次の賞金(未成年者には相額の図書カード)などを贈呈します。

■シンボルマーク賞 3万円と副賞

■キャッチフレーズ賞 2万円と副賞

### その他

(1)応募にかかる費用は応募者の負担とし、応募された作品は返却しません。(2)入賞作品に関する著作権などの一切の権利は同実行委員会に帰属します。(3)入賞作品が応募条件などに違反していたことが判明した場合、入賞を取り消します。

申請・応募・問合せ先  
50周年事業推進室  
a.chiba.jp

## 視覚障がい者向けのサービス拡大 広報いちはらを音訳『声の広報』デジタル版CD

市では、本紙『広報いちはら』をポランティアの協力により音訳した『声の広報』を、視覚障がいのある人に無料で配布しています。サービスの利用には申し込みが必要ですが、

### 申請方法

障がい者支援課で申し込みます。詳しくは問い合わせください。

### 留意事項

(1)デジタル版CDは一般の音楽再生用機器では再生

## 点字・録音図書などを自由に利用『サピエ図書館』

中央図書館で、5月1日から、視覚障がいのある人を対象とした情報提供サービス『サピエ図書館』が利用できるようになりました。

### サピエ図書館とは

サピエ図書館とは、全国

### その他のサービス

中央図書館では、その他

問合せ先  
障がい者支援課  
9815

問合せ先  
中央図書館  
4946

## 外国人住民に仮住民票を送付

外国人登録法が7月8日に廃止され、7月9日から、外国人住民も日本人住民と同様に住民票が作成されることとなりました。

### 対象者に仮住民票を送付します

5月7日を基準日として、外国人登録原票を基に仮住民票を作成し、対象となる市内の外国人住民の人(※)に送付します。仮住民票が届いたら、内容の確認をしてください。

また外国人住民の人と世帯を構成している日本人住民の人のうち、住民票の『世帯主・続柄』が変更となる人に対して、世帯状況確認通知を送付します。同通知が届いたら、内容の確認をしてください。

※対象となる人は、適法に3カ月を超えて在留する外国人住民であって、住所を有する人となります。在留資格が短期滞在の人や在留資格がない人などは対象となりません。

### 在留許可を更新する人へ

基準日(5月7日)において外国人登録原票で確認できる在留期限が5月8日以前の方は、対象となりません。ただし入国管理局で在留許可に関する更新手続きを行い、市役所で外国人登録の変更申請を行った人で対象となる人には、随時、仮住民票を送付する予定です。

問合せ先 市民課 9803